

女性差別撤廃委員会 8年ぶりに日本報告審議

出された総括所見はより具体的に

JJNC共同代表世話人

柚木 康子



昨年10月17日スイス・ジュネーブの国連欧州本部で女性差別撤廃条約の日本報告審議があった。日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JJNC）は、女性差別委員会事務局から要請を受けた国際女性の地位協会の山下泰子さんの呼びかけで2002年暮れに発足した。

私は均等待遇アクション2003（当時）の一員として2003年審議レポート作りに関わり、2009年、2016年、2024年と3回委員会審議に参加した。2016年審議後に共同代表世話人となり、次回審議にむけて2016年総括所見評価表の作成・更新、フォローアップ事項へのレポート作成をしてきた。

2016年勧告で2020年3月とされた日本定期報告提出を前に、政府は2019年10月簡易報告制度による審議を選択し、委員会より事前質問が出ることになった。JJNCは事前質問してほしい課題とその背景を記載したレポートを2020年1月に提出し、201

6年総括所見評価表も紹介した。委員会は25項目の事前質問を2020年3月に公表、日本は期日に半年遅れて2021年9月第9次日本報告を出した。コロナは世界中に広がり委員会でもオンライン開催が模索されたが、結局対面での開催となり、日本審議が2024年10月の会期中と仮決定したのは2023年8月であった。

JJNCは事前質問公表後NGO回答の準備を開始、課題毎に担当団体を決めレポートを取りまとめ、23年秋からは本格的な準備を行った。私もワーキング・ウイメンズ・ネットワーク、全労連女性部と共に労働関連のレポートに取組んだ。JJNCが出す合同レポートは6600ワードという厳しい字数制限があり、最終的にレポートは絞りに絞った内容となり、質問には無い沖縄の米兵による性暴力も報告した。今回委員会HPに公開されただけでも41もの日本からのレポートがあった。

◆特集 女性の権利を世界基準に

NGOの声は届いた！

JNNC傍聴団は加盟団体から84名が参加した。世界一物価が高いジュネーブにこれほどの女性たちが行き、委員に直接訴え有効な勧告を得ようとロビー活動に励む



10/17、日本審議傍聴、JNNC記者会見と全行事を終え記念撮影

のは、日本では問題解決が進まないからだ。審議の中でNGO発言ができるのは10月14日午後の「非公式NGO会議」と16日のランチブリーフィングであった。14日は会期後半に審議を行う5カ国が参加し1カ国10分の枠で行い、16日は日本関係だけだ。日本のNGO発言の調整をJNNCが行うことに

なり、担当者はジュネーブ入りする前から苦勞して当日にこぎつけた。14日、日本は14分の時間を確保し、JNNCは選択議定書の速やかな批准など総則的なポイント6項目と、男女賃金格差や低年金問題の解消、選択的夫婦別姓の実現等4項目を日弁連と分担して発言した。沖繩の米兵による性暴力などいくつかのNGOも発言した。16日ヒアリングは昼休み時間に120人が入れる会場となり、各NGO1分の発言ができた。14日も16日も参加した委員からは質問が続き、即答できることは答え、そのほかは16日17時までに書面で回答した。これらの委員との接触機会に各NGOは委員に資料を配り、ロビー活動に励んでいた。

日本報告審議は17日テンプルというプレハブの大きな会場であった。NGOは議長席に向かって右側、真ん中は委員や事務局メンバー、政府代表団は左側に座った。前回日本審議では会場内外でJNNCメンバーが写真にとられネットによるヘイト攻撃などもあり、今回は撮影や録音禁止であった。NGO席は国連ビデオには写らないよう配慮されていた。審議は10時から昼をはさんで5時間、条文を2〜3項まとめて審議された。委員は一人4分の持ち時間で多くの質問を行った。私は日本語通訳を通じて聞いたが、委員の質問はNGOレポートや追

加報告を読み込んでいたのがわかった。あまりの速さに通訳が間に合わない時もあった。

雇用分野の質問で男女差別裁判の会社名が出た時にはびっくり、事件当事者2名が会場に参加していた。国連ビデオで視聴した方も多かったと思うが、代表団答弁は従来の域を出ず、選択議定書に関する答弁は国会答弁と変わらず、批准に向けたタイムラインは「お答えするのは困難だ」との発言に会場から失笑が漏れた。建設的対話には程遠いものであったが、責任は決断しない政権与党にある。仮に男女共同参画担当大臣が代表でも岡田男女共同参画局長のようにはとても答弁できないだろう。他国審議を今回傍聴した方が、それは素晴らしいやり取りだったと話してくれた。日本はこのまま世界のジェンダー平等の進歩から取り残されていいのだろうか。

勧告を実現させよう！

選択議定書批准で個人通報制度を手に！

10月30日付で委員会から総括所見が公表された。勧告はより具体的となり、選択議定書批准、選択的夫婦別姓の導入、政治・職場でパリティ（50・50）を、ジェンダー平等省設置等の他多数、雇用関連では（b）管理職の

女性比率をパリティに、（c）ジェンダー賃金格差縮小にむけ4つの具体的施策を示し、（d）賃金格差の公表義務を女性が多い中小職場に拡大を、（e）正規雇用に女性を増やすこと、（g）職場における差別、ジェンダーバイアスやハラスメントにつながる有害なジェンダー規範や社会規範への対処を、（h）裁判官に雇用におけるジェンダーバイアスに立ち向かうために条約とその活用について研修を、（i）間接差別のより広い禁止事由を考慮するよう均等法の改定を等が出された。

12月3日には参議院議員会館講堂で報告院内集会が開催された。共同代表世話人の柏原さんがジュネーブの取組の全体像を報告し、各団体からは1分のロビー活動内容と勝ち取った勧告の報告を行った。各党から代表で挨拶を受けた。会場参加260人（議員49人、議員秘書29人、メディア32人、一般150人）、オンラインアクセス数273人で合計533人を超える盛況だった。この力でジェンダー平等を前進させたい。

（ゆのき やすこ）

*①「パリティ」は「同等・同量」の意味のフランス語。

②文中の（b）、（c）、（d）、（e）、（g）、（h）、

（i）の項目は、第9次日本報告審議総括所見の雇用関連11項目の勧告より抜粋